

# 事業概要及び測量作業について

～調布都市計画道路3・4・10号東京競馬場線～

## 目次

1. 調布3・4・10号線の事業概要
2. 測量作業について
3. 今後の事業の進め方

東京都 北多摩南部建設事務所

## 1. 調布3・4・10号線の事業概要

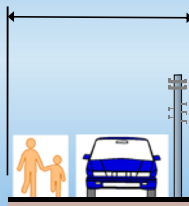
位置図



## 整備後のイメージ図

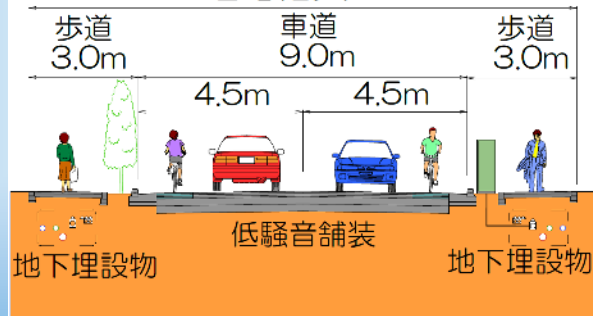
現況

道路幅員 4.5~5.2m



整備後

道路幅員 15m



※車道、歩道及び自転車通行空間等の詳細な断面形態は、今後交通管理者と協議したうえで決定します

## 事業の効果

① 交通安全性の向上

② 交通の円滑化

③ 避難場所へのアクセスの向上

④ 防災機能の強化

## ① 交通安全性の向上

- 3.0mの歩道を整備することにより、歩行者、車椅子、ベビーカーなど、地域の皆さまが安全・安心に通行できるようになります。

### 整備前



○整備予定区間  
(若葉町二丁目付近)

### 整備後イメージ



○整備済区間  
(若葉町二丁目付近)

## ① 交通安全性の向上

- 歩行者、自転車、自動車の利用される空間が分離されることにより、交通事故の危険性が低減されます。

### 整備前



○整備予定区間  
(若葉町二丁目付近)

### 整備後イメージ



○整備済区間  
(若葉町二丁目付近)

## ② 交通の円滑化

- 道路のネットワークが形成され、調布市と世田谷区相互のアクセスが向上するとともに、調布3・4・10の北側にある都道118号など既設道路の交通が分散することで、交通混雑の緩和が期待されます。

### 整備前



○整備予定区間  
(若葉町二丁目付近)

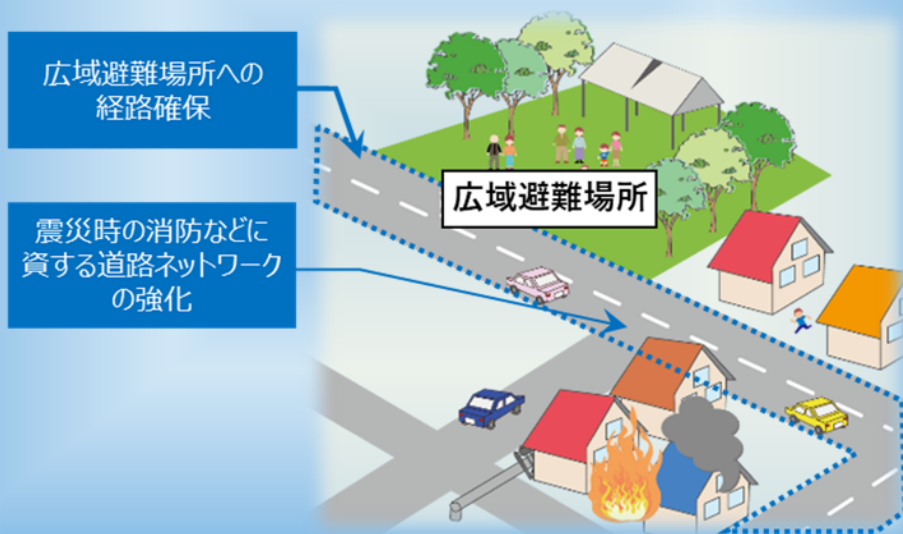
### 整備後イメージ



○整備済区間  
(若葉町二丁目付近)

## ③ 避難場所へのアクセスの向上

- 道路幅員を広げることで、災害時の救急・消火活動が行いやすくなるとともに、地域の皆様の避難場所等へのアクセスが向上します。



#### ④ 防災機能の強化

- 電線類を地中化することにより、倒壊した電柱が避難や救急活動の妨げになることがなくなります。
- 大規模な停電や通信障害などの被害が抑制されることが期待されます。



平成30年台風第21号(大阪府泉南市)

出典) 国土交通省

#### ④ 防災機能の強化

- 電線類の地中化は、良好な都市景観の創出にも寄与します。

整備前（電線類地中化前）



○整備予定区間  
(若葉町二丁目付近)

整備後（電線類地中化後）

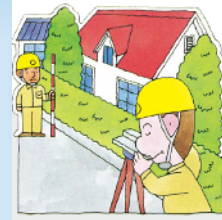


○整備済区間  
(若葉町二丁目付近)

## 2. 測量作業について

### 現況測量

令和4年1月頃より測量に着手する予定です  
都市計画道路の予定区域と周辺の建物、塀、  
樹木及び道路等の位置や形状を測量します



都市計画道路の計画線の位置を明らかにします

### 用地測量

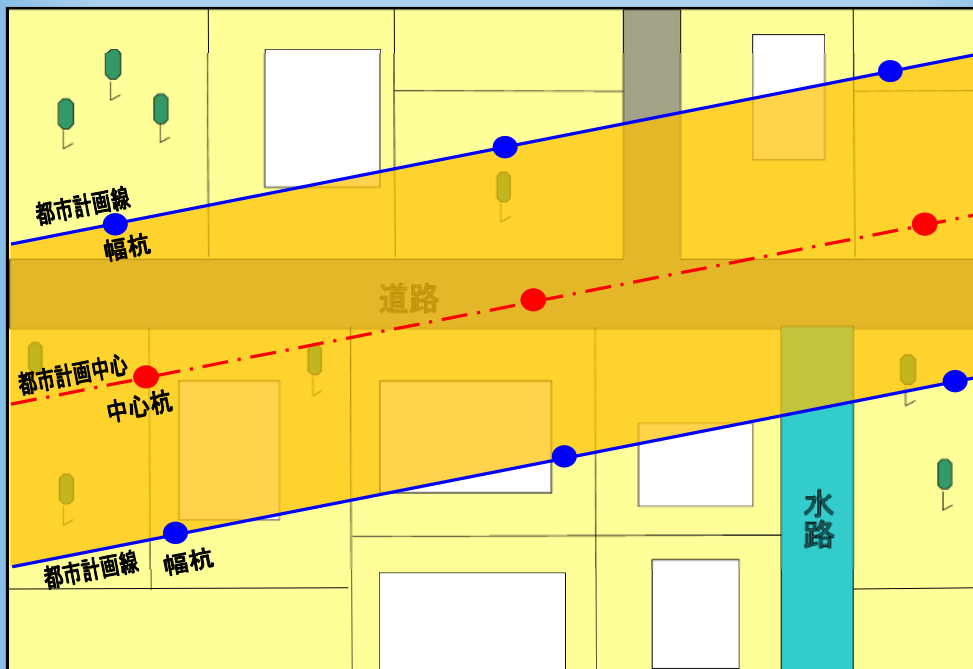
取得対象となる土地について、周辺の土地との境界を  
確認のうえ、取得面積を確定します

**現況測量終了後、引き続き用地測量を実施します**

## 測量作業の範囲について



## 現況測量の作業



現況測量の作業についてご説明いたします。

上の図は、測量して作成した平面図の例です。

これに、都市計画道路の計画線を入れる作業となります。

計画幅の線を青色の線で表しています。

また、中心線を赤色の線で表しています。

そして、計画幅の青色の線に挟まれた、オレンジ色で塗られた部分に道路が  
つくられることとなります。

現地には、中心線及び計画幅の線に沿って20m間隔で、鋸やプラスチック杭  
等を建物以外の敷地に設置します。

上図では丸印で表している点で、青点が幅杭、赤点が中心杭です。

なお、この幅杭及び中心杭の設置にあたりましては、該当する土地所有者等  
の皆様のご了解を得たうえで設置いたします。

その際には、どうぞご協力をお願いいたします。

## 用地測量の作業

取得対象となる土地について、周辺の土地との境界を確認のうえ、取得面積を確定する作業です

### ●用地測量の進め方



用地測量とは、道路用地として取得の対象となる土地について、隣接する周辺の土地との境界を確認し、取得する面積を確定する作業のことです。

初めに、「資料調査」を行います。土地の境界に関する資料等を道路管理部署や法務局などで調査します。

次に、「現地調査」を行います。これは、境界立会に先立ち、現地の状況を把握する作業です。

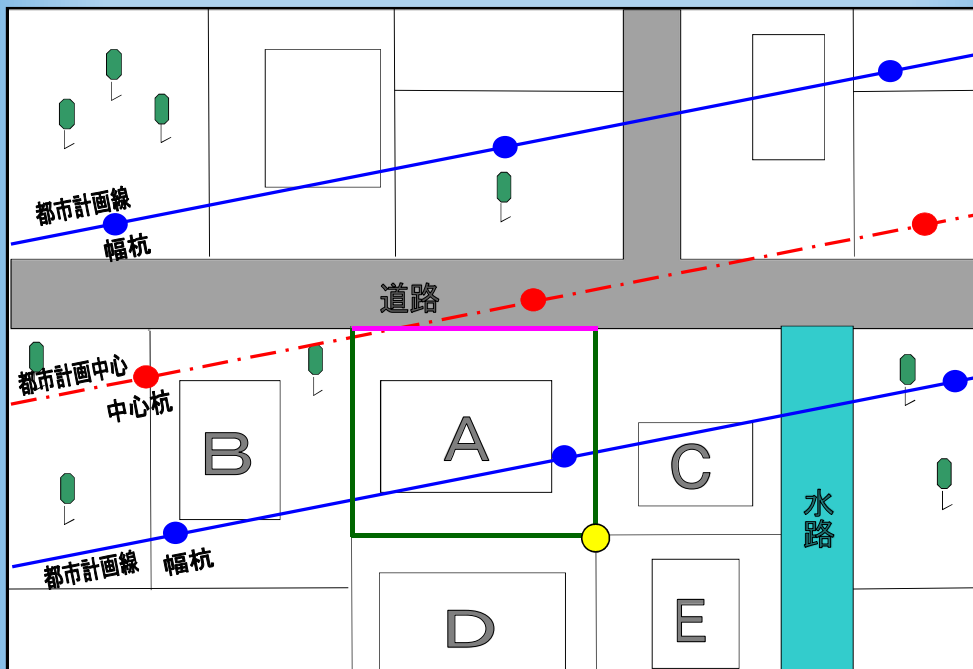
次に、**土地所有者および隣接する土地所有者の皆様をお願いするのが、「境界立会」です。現地で土地境界を確認していただき、ご異存がなければ、立会証明書に署名・捺印をいただきます。**

その後、「境界測量」を行います。これは、境界立会でご確認いただいた境界の位置を測量する作業です。

最後に、対象となる土地の「面積計算」を行い、完了となります。



## 用地測量における境界立会



用地測量において、土地所有者および隣接する土地所有者の皆様をお願いいたします「境界立会」について、上の図を用いて詳しくご説明いたします。

計画道路に関するAさんの土地は、

左側のBさんとの境界(緑線)、

右側のCさんとの境界(緑線)、

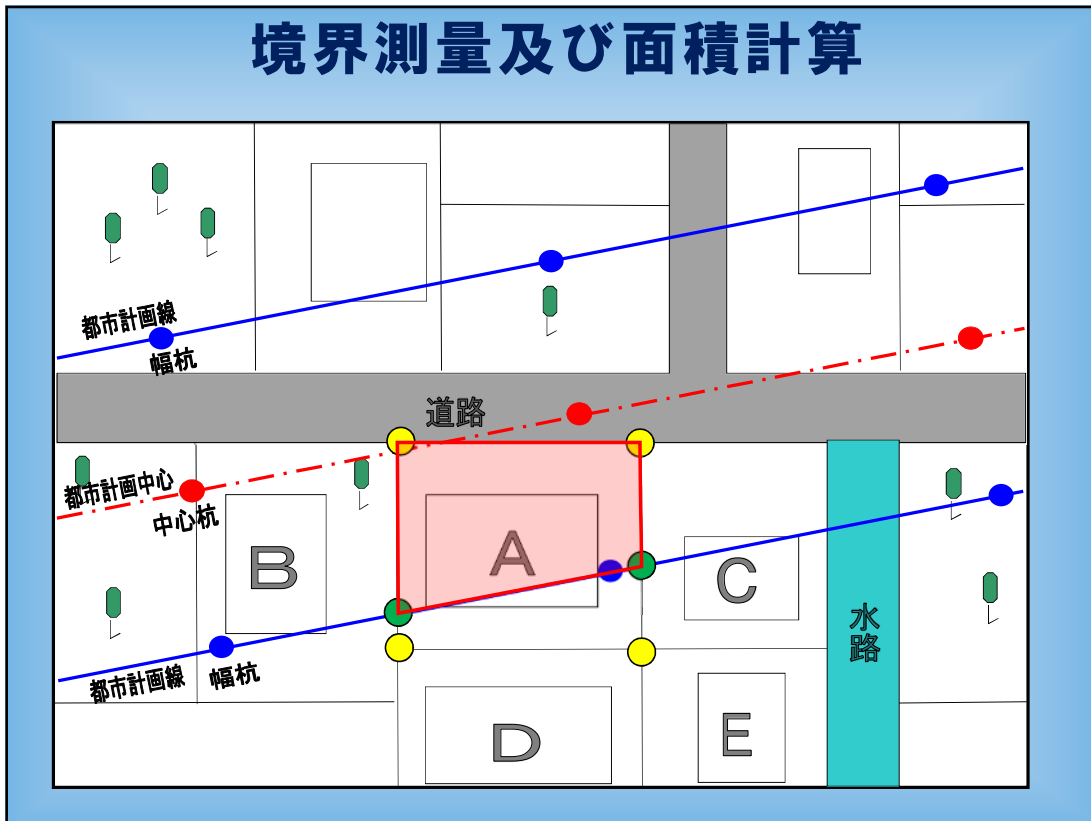
下側のDさんとの境界(緑線)に加えて、

**黄点**で接するEさんとの境界についても確認が必要となります。

Dさん、Eさんの土地は計画道路にかかりませんが、隣接の土地の所有者として立会が必要となりますので、ご協力をお願いいたします。

また、Aさんの土地は、**ピンク線**で示す道路との境界についても確認が必要となります。

## 境界測量及び面積計算



次に、境界立会の後に行う境界測量についてご説明いたします。

まず、皆様に確認していただいた境界点(黄点)の測量を実施します。

その後、土地の境界線と都市計画線が交わる箇所に、境界標(きょうかいひょう)として鋳やプラスチック杭等を現地に設置します(緑点)。

皆様のお土地に、都市計画線の位置が現地表示されることとなり、赤で着色した道路予定地の面積が確定いたします。

この赤で着色した道路予定地を東京都が取得させていただくこととなります。

以上が用地測量の説明となります。

## 測量に関するお知らせその1

- 東京都が委託した測量会社が測量します
- 測量作業員は腕章を着用し、身分証明書を携帯します

### 腕章



### 身分証明書

身分証明書

氏名 \_\_\_\_\_

年 月 日生 \_\_\_\_\_

勤務先 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

上記の者は東京都施行の下記委託に従事する者であることを証明する。

記

1. 件名 \_\_\_\_\_

2. 委託場所 \_\_\_\_\_

3. 委託期間 自 \_\_\_\_\_ 年 月 日  
至 \_\_\_\_\_ 年 月 日

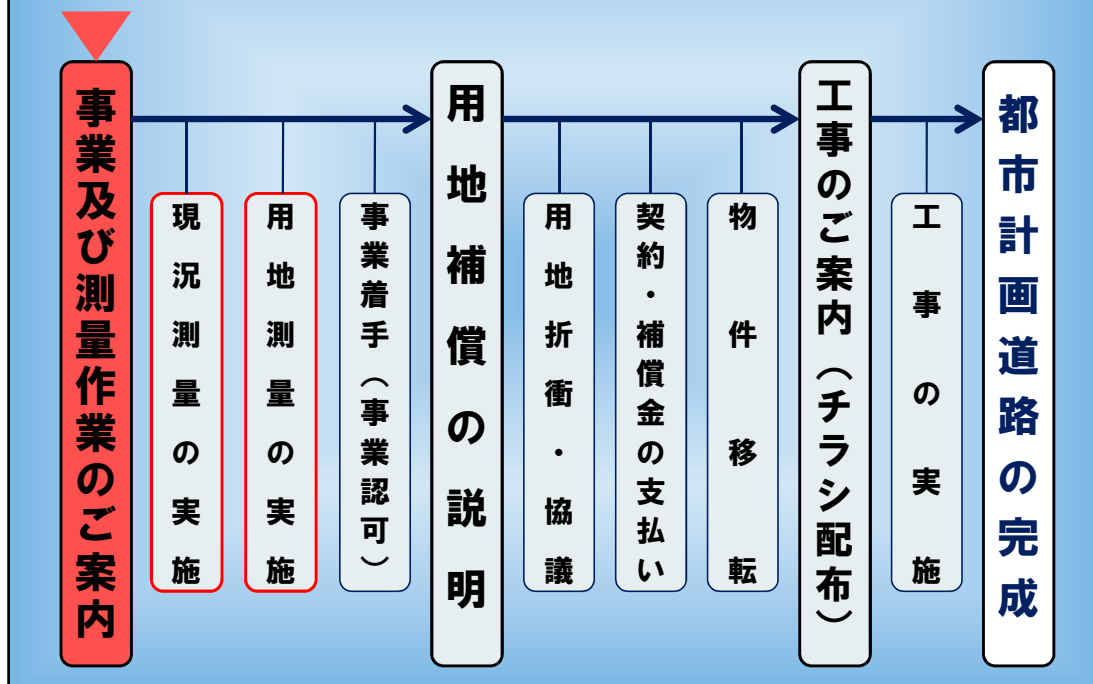
東京都北多摩南都建設事務所長  公印

## 測量に関するお知らせその2

測量を始める際には、あらかじめお知らせを配布します  
作業内容によっては、皆様の敷地内に立ち入って作業  
する必要がありますので、その場合には、事前にご連絡  
いたします

**測量作業へのご理解、ご協力を  
よろしく願いたします**

### 3. 今後の事業の進め方



今後の事業の進め方についてご説明します。

今回の説明資料の配付は上図の一番左にあたります。

現況測量、用地測量の後、令和5年度を目途に事業認可を取得し事業に着手する予定です。

事業着手後、用地取得に関係する皆様を対象に用地補償の考え方等ご説明し、以降、個別の協議に入らせていただきます。

用地を取得させていただいた後、チラシ配布等で工事の内容をご説明させていただきます、工事に着手します。

同封のパンフレット「東京のみちづくり」も併せてご確認下さい。